

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則（平成30年規則第33号）  
 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（大企業者）</p> <p>第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>（第1号から第4号まで省略）</p> <p>（5）<u>法人税法第66条第6項第2号イ</u>に規定する法人（同法第2条第4号に規定する外国法人に限る。）との間に当該法人による完全支配関係（同条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。）がある会社</p> <p>（第4条省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>（大企業者）</p> <p>第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>（第1号から第4号まで省略）</p> <p>（5）<u>法人税法第66条第5項第2号イ</u>に規定する法人（同法第2条第4号に規定する外国法人に限る。）との間に当該法人による完全支配関係をいう。）がある会社</p> <p>（第4条省略）</p> <p><u>（売上高の額等）</u></p> <p><u>第4条の2</u> 条例第2条第6号の売上高の額は、法人が定める事業年度が1年である場合にあっては当該事業年度の売上高の額とし、当該事業年度が1年未満の場合又は1年を超える場合にあっては当該事業年度の売上高の額に12を乗じてこれを当該事業年度の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。<u>第3項第2号</u>において同じ。）で除して得た額とする。</p> <p><u>2</u> 条例第2条第6号の規則で定める者は、財務諸表に表示する顧客との契約から生じる収益の額について、売上高に代えて売上収益等の額（次項において「<u>売上収益等の額</u>」という。）を表示している法人とする。</p> <p><u>3</u> 条例第2条第6号の規定により算定する売上高の額又はこれに相当する額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める額とする。</p> <p><u>（1）</u> 条例第3条第3項に規定する承継をした者同項の規定によりその地位が承継された者による同条第1項の規定により申請をした日に当該承継をした者が当該申請をしたものとみなして算定される売上高の額。ただし、当該承継をした者が、前項に掲げる者に該当する場合には、当該売上高の額を売上収益等の額に置き換えて算定する額</p> <p><u>（2）</u> 条例第3条第1項の認定の申請をした前項</p>

(新設)

(家屋の改修)

第5条 条例第2条第6号に規定する規則で定める改修は、次のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

(関連施設)

第6条 条例第2条第7号の規則で定める関連施設は、事務所（本社等以外の事務所にあつては、特定賃貸業務ビル又は特定再生型賃貸業務ビルの事務所として賃貸するものに限る。）、研究所、工場その他これらに類するものに付随した次に掲げる施設（当該事務所、研究所、工場その他これらに類するものの床面積を超えないものに限る。）とする。

(第1号から第3号まで省略)

(本社機能等)

第7条 条例第2条第8号の規則で定める本社機能等は、中小企業者又は大企業者の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門その他これらに類する部門（以下「中枢部門」という。）及びこれらに付随する部門で、市長が定めるものとする。

(新設)

第8条及び第9条 削除

(新設)

(新設)

に掲げる者 法人が定める事業年度が1年である場合にあつては当該事業年度の売上収益等の額、当該事業年度が1年未満の場合又は1年を超える場合にあつては当該事業年度の売上収益等の額に12を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して得た額

4 条例第2条第6号の規則で定める額は、100,000,000円とする。

(家屋の改修)

第5条 条例第2条第7号に規定する規則で定める改修は、次のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

(関連施設)

第6条 条例第2条第8号の規則で定める関連施設は、事務所（本社等以外の事務所にあつては、(削除) 特定再生型賃貸業務ビルの事務所として賃貸するものに限る。）、研究所、工場その他これらに類するものに付随した次に掲げる施設（当該事務所、研究所、工場その他これらに類するものの床面積を超えないものに限る。）とする。

(第1号から第3号まで省略)

(本社機能等)

第7条 条例第2条第9号の規則で定める本社機能等は、中小企業者又は大企業者の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門その他これらに類する部門（以下「中枢部門」という。）及びこれらに付随する部門で、市長が定めるものとする。

(先端技術工場)

第8条 条例第2条第11号の大企業者が設置する研究所を併設する工場で規則で定めるものは、当該研究所において行う研究開発の成果を反映する工場で、次のいずれも満たすものとする。

(1) 市長が定める機能を有すること。

(2) 工場の用に供する部分と研究所の用に供する部分（以下「総対象部分」と総称する。）が物理的に区分され、かつ、次に掲げる部門及び従業員をいずれも有すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(第8条及び第9条 削除)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ア 専ら商品等の生産を行う部門及びその専従者

イ 専ら研究開発を行う部門及びその専従者

(3) 総対象部分の床面積に対する当該工場又は当該研究所の用に供する部分の床面積の割合が、いずれも100分の10以上となること。

第9条 削除

(賃貸研究所及び改修型賃貸研究所の基準)

第10条 条例第2条第12号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 賃貸研究所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上において、床の積載荷重(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第85条の積載荷重をいう。以下同じ。)が1平方メートルにつき4,905ニュートン以上であること。

(2) 賃貸研究所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上において、床の上面から直上の天井面までの高さ(当該施設を賃借する者(以下「賃借人」という。)が整備した部分別区分のうち床仕上及び天井仕上に係る部分を除く。以下同じ。)が3メートル以上であること。

(3) 当該施設を研究所の用に供するための設備で市長が定めるものを備え、又は当該設備を賃借人が設置できる構造を有すること。

(4) かごの幅、奥行及び天井の高さの合計が8メートル以上で、かつ、積載荷重が1平方メートルにつき19,620ニュートン以上の昇降機を備えること(当該施設に昇降機を要しないと市長が認める場合は、この限りでない。)

(5) 研究所及び事業所として賃貸する場合は、研究所として賃貸する部分の床面積が研究所及び事業所として賃貸する部分の2分の1以上であること。

2 条例第2条第13号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該施設の床の積載荷重が1平方メートルにつき4,905ニュートン以上であること。

(新設)

(新設)

(企業立地等から除外する行為)

第10条 条例第2条第15号アからカまで以外の部分の規則で定める行為は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を主たる業とし、又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を業とする中小企業者又は大企業者が行う行為とする。

(新設)

(新設)

(先端技術工場)

第11条 条例第2条第15号ア(オ)の研究所を併設する工場で規則で定めるものは、当該研究所において行う研究開発の成果を反映して技術革新による新たな商品等を生産し、又は継続的に生産性の向上を図る工場で、次のいずれも満たすものとする。

(1) 市長が定める機能を有し、又は市長が定める基準を満たしていること。

(2) 工場の用に供する部分と研究所の用に供する部分（以下「総対象部分」と総称する。）が物理的に区分され、かつ、次に掲げる部門及び従業者をいずれも有すること。

ア 専ら商品等の生産を行う部門及びその専従者

イ 専ら研究開発を行う部門及びその専従者

(3) 総対象部分の床面積に対する当該工場又は当該研究所の用に供する部分の床面積の割合

(2) 当該施設の床の上面から直上の天井面までの高さが3メートル以上であること。

(3) 当該施設を研究所の用に供するための設備で市長が定めるものを備え、又は当該設備を賃借人が設置できる構造を有すること。

(企業立地等から除外する行為)

第11条 条例第2条第17号アからカまで以外の部分の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を主たる業とし、又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を業とする中小企業者又は大企業者が行う行為

(2) 国及び横浜市以外の地方公共団体の事業の用に供する施設の整備事業に伴い、中小企業者又は大企業者が家屋を整備する行為

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

が、いずれも100分の10以上となること。

(企業立地等に該当する行為)

第12条 条例第2条第15号ア(ク)及び条例別表第2の規則で定める行為は、中小企業者又は大企業者の関係会社(当該中小企業者又は当該大企業者が、財務諸表等規則第5条第1項第1号の財務諸表提出会社である場合における財務諸表等規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対して、当該関係会社の事業所(本社等以外の事務所を除く。次項において同じ。)又は特定集客施設(特定賃貸業務ビル内にあるものを除く。)として賃貸することとする。

2 条例第2条第15号イ(ウ)及びウ(イ)の規則で定める行為は、中小企業者又は大企業者の関係会社に対して、当該関係会社の事業所として賃貸することとする。

(本社等の設置等)

第13条 条例第2条第15号オ及びカの規則で定めるものは、同号オ及びカに掲げる行為に係る企業立地等が京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域に係るものである場合の別表第2に規定する自然科学研究関連分野とする。

2 条例第2条第15号オの規定による本社等の設置は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる従業員(条例別表第9備考2(2)に規定する従業員をいう。以下この項、次項及び第25条において同じ。)の人数が100人以上の規模の本社等(当該特定基準経常利益事業者の中核部門に属する従業員の人数が50人以上であるものに限る。)を設置するものとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 申請日において市内(条例第2条第15号オに規定する地域(以下「対象地域」という。)を除く。)に本社等を有する場合 新たに設置

(企業立地等に該当する行為)

第12条 条例第2条第17号ア(ケ)及び条例別表第2の規則で定める行為は、中小企業者又は大企業者の関係会社(当該中小企業者又は当該大企業者が、財務諸表等規則第5条第1項第1号の財務諸表提出会社である場合における財務諸表等規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対して、当該関係会社の事業所(本社等以外の事務所を除く。次項において同じ。)又は特定集客施設(削除)として賃貸することとする。

2 条例第2条第17号イ(イ)の規則で定める行為は、同号ア(イ)、(キ)及び(ク)に規定する行為並びに中小企業者又は大企業者の関係会社に対して、当該関係会社の事業所として賃貸することとする。

(本社等の設置等)

第13条 (削除)

条例第2条第17号エの規定による本社等の設置は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる従業員(条例別表第6備考2(2)に規定する従業員をいう。以下この項から第3項まで及び第25条において同じ。)の人数が100人以上の規模の本社等(当該特定基準経常利益事業者の中核部門(鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域、内陸北部工業地域及び企業立地等促進特定地域以外の市域(以下「工業地域等」と総称する。)にあつては、研究開発部門)に属する従業員の人数が50人以上であるものに限る。)を設置するものとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 申請日において市内(削除)に本社等を有する場合 新たに設置する本社等の従業員の人数から申請日の属する事業年度の前事業年度の

する本社等の従業者の人数から申請日の属する事業年度の前事業年度の末日（同日において市内に本社等を設置していなかった場合にあつては、申請日）における当該市内に有する本社等の従業者の人数（以下「既存本社等従業者数」という。）を控除した人数が100人以上

(5) 申請日において対象地域に本社等を有する場合 設置する本社等（その従業者の人数が既存本社等従業者数の2倍以上となるものに限る。）の従業者の人数から既存本社等従業者数を控除した人数が100人以上

3 条例第2条第15号カの規定による本社等の設置は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる従業者の人数が50人以上100人未満（基準經常利益事業者である場合は50人以上。第1号から第5号までにおいて同じ。）の規模の本社等（当該特定基準經常利益事業者又は当該基準經常利益事業者の中核部門に属する従業者の人数が、特定基準經常利益事業者である場合は25人以上100人未満、基準經常利益事業者である場合は25人以上であるものに限る。）を設置するものとする。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 申請日において市内（対象地域を除く。）に本社等を有する場合 新たに設置する本社等の従業者の人数から既存本社等従業者数を控除した人数が50人以上100人未満

(5) 申請日において対象地域に本社等を有する場合 設置する本社等（その従業者の人数が既存本社等従業者数の2倍以上となるものに限る。）の従業者の人数から既存本社等従業者数を控除した人数が50人以上100人未満

（新設）

（新設）

末日（同日において市内に本社等を設置していなかった場合にあつては、申請日）における当該市内に有する本社等の従業者の人数（以下「既存本社等従業者数」という。）を控除した人数が100人以上

（削除）

2 条例第2条第17号オの規定による本社等の設置は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる従業者の人数が50人以上100人未満（基準經常利益事業者である場合は50人以上。第1号から第4号までにおいて同じ。）の規模の本社等（当該特定基準經常利益事業者又は当該基準經常利益事業者の中核部門（工業地域等にあつては、研究開発部門）に属する従業者の人数が、特定基準經常利益事業者である場合は25人以上100人未満、基準經常利益事業者である場合は25人以上であるものに限る。）を設置するものとする。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 申請日において市内（削除）に本社等を有する場合 新たに設置する本社等の従業者の人数から既存本社等従業者数を控除した人数が50人以上100人未満

（削除）

3 条例第2条第17号カの規定による本社等の設置は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる従業者の人数が30人以上50人未満の規模の本社等（当該基準売上高事業者の中核部門に属する従業者の人数が15人以上であるものに限る。）を設置するものとする。

(1) 申請日において市内に本社等を有しない場

(新設)

(新設)

(新設)

4 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、これらの規定に掲げる場合から除くものとする。

(1) 条例第2条第15号ア(カ)に掲げる行為に係る企業立地等として条例の規定に基づく助成金の交付又は税の特例による支援（これに相当する支援を含む。以下この項及び第27条において「支援措置」という。）の対象となった事業所において当該固定資産取得事業者又はその関係会社が本社等を設置する場合

(2) 条例第2条第15号ア(ク)に掲げる行為に係る企業立地等として支援措置の対象となった事業所がある家屋において当該関係会社が本社等を設置する場合

(3) (本文省略)

(4) 当該特定基準経常利益事業者又は当該基準経常利益事業者の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）が市内に本社等を有している場合におい

合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）

新たに設置する本社等の従業者の人数が30人以上50人未満

(2) 申請日において市内に本社等を有せず、かつ、判定期間において市内に本社等を設置していた場合 新たに設置する本社等の従業者の人数から廃止本社等従業者数を控除した人数が30人以上50人未満

(3) 申請日において市内に本社等を有せず、かつ、判定期間において合併等により被承継法人の権利義務の全部又は一部を承継した場合 新たに設置する本社等の従業者の人数から被承継法人本社等従業者数を控除した人数が30人以上50人未満

(4) 申請日において市内に本社等を有する場合 新たに設置する本社等の従業者の人数から既存本社等従業者数を控除した人数が30人以上50人未満

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、これらの規定に掲げる場合から除くものとする。

(削除)

(1) 条例第2条第17号ア(ア)及び(ケ)並びにイに掲げる行為に係る企業立地等として条例の規定に基づく助成金の交付又は税の特例による支援（これに相当する支援を含む。以下この項において「支援措置」という。）の対象となった事業所がある家屋において当該関係会社が本社等を設置する場合

(2) (本文省略)

(3) 当該特定基準経常利益事業者、当該基準経常利益事業者又は基準売上高事業者の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）が市内に本社等を有し

て、当該親会社の本社等の従業者を外向させ、又は転籍させて本社等を設置する場合（新たに設置する本社等の従業者の人数に対する当該外向し、又は転籍する者の人数の合計の割合が2分の1以上となる場合に限る。）

（投下資本額から控除する費用）

第14条 条例第2条第16号エの規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 企業集団に属する中小企業者又は大企業者  
の間で取引等が行われた条例別表第2から別表第4までに規定する土地又は家屋の取得に要する費用（家屋の新築、増築又は改修に要する費用を除く。以下「土地等の取得費用」という。）
- (2) 中小企業者又は大企業者とこれらの関係会社との間で取引等が行われた土地等の取得費用
- (3) 特別目的会社と当該特別目的会社に出資する一般社団法人及びこれに準ずるものに対して基金を拠出し、又は出資した会社との間で取引等が行われた土地等の取得費用

（第4号省略）

（新設）

(5) （本文省略）

(6) （本文省略）

（企業立地等事業計画書の提出）

第15条 （第1項省略）

（新設）

（申請者の地位の承継の申請）

ている場合において、当該親会社の本社等の従業者を外向させ、又は転籍させて本社等を設置する場合（新たに設置する本社等の従業者の人数に対する当該外向し、又は転籍する者の人数の合計の割合が2分の1以上となる場合に限る。）

（投下資本額から控除する費用）

第14条 条例第2条第18号エの規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 企業集団に属する中小企業者又は大企業者  
の間で取引等が行われた条例別表第2から別表第4までに規定する（削除）家屋の取得に要する費用（家屋の新築、増築又は改修に要する費用を除く。以下「家屋の取得費用」という。）
- (2) 中小企業者又は大企業者とこれらの関係会社との間で取引等が行われた家屋の取得費用
- (3) 特別目的会社と当該特別目的会社に出資する一般社団法人及びこれに準ずるものに対して基金を拠出し、又は出資した会社との間で取引等が行われた家屋の取得費用

（第4号省略）

(5) 国の補助金、奨励金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）のうち脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるものの交付対象となる固定資産が、企業立地等事業計画により取得する固定資産と同一である場合における、当該補助金等の額

(6) （本文省略）

(7) （本文省略）

（企業立地等事業計画書の提出）

第15条 （第1項省略）

2 前項の企業立地等事業計画書のうち賃貸することを目的とした施設における賃貸する床面積に係る事項については、提出の日から起算して1年を経過する日又は条例第3条第1項の規定による認定を受ける日のいずれか早い日以降は、変更することができない。

（申請者の地位の承継の申請）



第16条 条例第3条第3項の規定による承認を受けようとする者は、当該承継後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面に当該承継を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 条例第2条第4号ただし書及び第5号ただし書の規定により算定した経常利益の額又はこれに相当する額（当該企業立地等が同条第15号オ又はカに掲げる行為に係るものである場合に限る。）

(第5号省略)

(企業立地等に係る事業の開始)

第17条 条例第3条第6項の規則で定める期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市長が指定する期間とする。

(市民雇用者)

第22条 市民雇用者は、当該企業立地等に係る事業に従事する者であって、次に掲げる者とする。

(第1号省略)

(2) 労働契約の期間又は連続した労働契約の期間の合計が1年を超えて雇用されている者であって、基準日以降も引き続き雇用されている者。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。

(第2項省略)

(投下資本額の報告)

第24条 (第1項省略)

2 条例第12条第2項の規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 固定資産取得事業者が法人税法第126条第1項に規定する帳簿書類のうち固定資産台帳に登録した固定資産（当該認定事業計画に基づいて取得したものに限り。次号において同じ。）について、次のいずれかに該当する場合

ア 取得価額の減額（条例第9条第1項若しく

第16条 条例第3条第3項の規定による承認を受けようとする者は、当該承継後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面に当該承継を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 条例第2条第4号ただし書及び第5号ただし書の規定により算定した経常利益の額若しくはこれに相当する額又は同条第6号の規定により算定した売上高の額若しくはこれに相当する額（当該企業立地等が同条第17号エ、オ又はカに掲げる行為に係るものである場合に限る。）

(第5号省略)

(企業立地等に係る事業の開始)

第17条 条例第3条第6項の規則で定める期日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市長が指定する期日とする。

(市民雇用者)

第22条 市民雇用者は、当該企業立地等に係る事業に従事する者であって、次に掲げる者とする。

(第1号省略)

(2) 労働契約の期間又は連続した労働契約の期間の合計が1年を超えて雇用されている者であって、基準日以降も引き続き雇用されている者。ただし、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。

(第2項省略)

(投下資本額の報告)

第24条 (第1項省略)

2 条例第12条第2項の規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 固定資産取得事業者が法人税法第126条第1項に規定する帳簿書類のうち固定資産台帳に登録した固定資産（当該認定事業計画に基づいて取得したものに限り。次号において同じ。）について、次のいずれかに該当する場合

ア 取得価額の減額（条例第9条第1項若しく

は第2項若しくは第11条第1項に規定する助成金又は神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付する補助金について行う法人税法第42条から第44条までに規定する圧縮記帳による減額を除く。)をしたとき。

イ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に規定する建物若しくは建物附属設備を同表に規定するこれら以外の種類のものに変更し、又は同令別表第2に規定する機械及び装置を同令別表第1に規定する建物若しくは建物附属設備以外の種類のものに変更したとき。

ウ 当該固定資産台帳から削除したとき。

(第2号及び第3号省略)

(本社等の従業者の人数)

第25条 条例第10条第1項第2号及び第16条第3項第3号の規則で定める本社等の従業者の人数は、当該認定事業計画に係る事業所の従業者の人数から廃止本社等従業者数、被承継法人本社等従業者数若しくは既存本社等従業者数又は次項の規定により報告を受けた従業者の人数に基づき市長が決定する人数を控除した人数とする。

2 条例第16条第4項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める事項について市長が定める期限までに行わなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(新設)

(新設)

は第2項若しくは第11条第1項に規定する助成金又は補助金等のうち脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるもの若しくは神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付する補助金について行う法人税法第42条から第44条までに規定する圧縮記帳による減額を除く。)をしたとき。

イ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に規定する建物若しくは建物附属設備を同表に規定するこれら以外の種類のものに変更し、又は同令別表第2に規定する機械及び装置を同令別表第1に規定する建物若しくは建物附属設備以外の種類のものに変更したとき。

ウ 当該固定資産台帳から削除したとき(耐用年数の経過により削除したものを除く。)

(第2号及び第3号省略)

(本社等の従業者の人数)

第25条 条例第10条第1項第2号及び第16条第4項第3号の規則で定める本社等の従業者の人数は、当該認定事業計画に係る事業所の従業者の人数から廃止本社等従業者数、被承継法人本社等従業者数若しくは既存本社等従業者数又は次項の規定により報告を受けた従業者の人数に基づき市長が決定する人数を控除した人数とする。

2 条例第16条第5項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める事項について市長が定める期限までに行わなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(市民税の法人税割の特例に係る認定)

第26条 条例第16条第2項の規則で定める認定は、固定資産賃借企業立地等に係る事業に使用する電気に関する契約について、当該電気の10割が、同条第1項に規定する対象期間の全期間において、再生可能エネルギーにより得られる電気(横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年3月横浜市規則第17号)第90条の5第1号に規定する再生可能エネルギーにより得られる電気をいう。)であることの認定とする。

(休止の期間)

第26条 (本文省略)

(償却資産の取得)

第27条 条例別表第2の規則で定める償却資産は、資産の種類(地方税法(昭和25年法律第226号)第383条に規定する償却資産の種類をいう。以下同じ。)が、構築物に区分されるもののうち家屋に付随するもの又は機械及び装置に区分されるもので、市長が定めるものとする。ただし、固定資産賃借企業立地等として支援措置の対象となった事業所において当該固定資産賃借事業者又はその関係会社が設備の新設、増設又は第30条に規定する更新をする目的で取得するものを除く。

(対象となる事業の分野)

第28条 (本文省略)

(新設)

(対象となる製造業)

第29条 条例別表第2の製造業で規則で定めるものは、日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第28条第3項の規定により総務大臣が公示したものをいう。)に掲げる製造業とする。

(事業所の設備の更新)

第30条 条例別表第2の規則で定める更新は、研究開発の成果又は技術革新による新たな商品等の生産を行うための更新(研究所等を先端技術工場にするための設備の更新を除く。)とする。

(委任)

第31条 (本文省略)

別表第1(第17条)

固定資産の取得又は企業立地等の方法	期間
1 土地を取得し、又は賃借して、当該土	企業立地等事業計画の認定を受けた日から7

(休止の期間)

第27条 (本文省略)

(償却資産の取得)

第28条 条例別表第2の規則で定める償却資産は、資産の種類(地方税法(昭和25年法律第226号)第383条に規定する償却資産の種類をいう。以下同じ。)が、構築物に区分されるもののうち家屋に付随するもの又は機械及び装置に区分されるもので、市長が定めるものとする。(削除)

(対象となる事業の分野)

第29条 (本文省略)

2 条例別表第5の脱炭素化に関連する分野で規則で定めるものは、環境への負担の低減に関連する事業のうち、特に横浜市経済の持続的な成長発展に資するものとして市長が指定するものとする。

(対象となる製造業等)

第30条 条例別表第2の製造業等で規則で定めるものは、日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第28条第3項の規定により総務大臣が公示したものをいう。)に掲げる製造業及び卸売業(製造問屋に限る。)とする。

(事業所の設備の更新)

第31条 条例別表第2及び別表第3の規則で定める更新は、研究開発の成果又は技術革新による新たな商品等の生産を行うための更新(研究所又は工場(先端技術工場を除く。))を先端技術工場にするための設備の更新を除く。)とする。

(委任)

第32条 (本文省略)

別表第1(第17条)

固定資産の取得又は企業立地等の方法	期日
1 土地を取得し、又は賃借して、当該土	企業立地等事業計画の認定を受けた日から7

地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得する場合 2 1に掲げる行為に併せて、償却資産を取得する場合	年を経過する日まで
1 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築する場合 2 1に掲げる行為に併せて、償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から5年を経過する日まで
償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から3
条例別表第4に規定する家屋の改修をする場合	年を経過する日まで
家屋を賃借して、本社等を設置する場合	

別表第2 (第28条)  
(表省略)

地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得する場合 2 1に掲げる行為に併せて、償却資産を取得する場合	年を経過する日
1 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築する場合 2 1に掲げる行為に併せて、償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から5年を経過する日
償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から3
条例別表第4に規定する家屋の改修をする場合	年を経過する日
家屋を賃借して、本社等を設置する場合	

別表第2 (第29条)  
(表省略)